

◎新潟県告示第587号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成28年4月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100 リットル	N09169854	1	新潟県南魚沼市美佐島1604-1 塩沢米穀株式会社 六日町給油所